

論 説

マツクス・ヴェーバーの

「理解社会学」についての覚書

—「法秩序」論のための予備作業として—

吉 田 勇

- 一、はじめに
- 二、「理解社会学」の方法
- 三、「理解社会学」の対象
- 四、結びにかえて

一 はじめに

一般的に言って「法」（規範的判断枠組）の社会学的研究が可能となるには少なくとも一つの主体的条件がなければならない。第一に、研究主体を内的・外的に拘束している既存の多様な規範的判断枠組（制度的な「法」体系、専門的な法思考、内的な規範意識）からの方法的自由がなければならない。そのような規範的判断枠組が意識的に問われるべき問題となりうるのはこの自由によってである。第二に、規範的判断枠組自体を認識しうる理論的枠組が構成

されなければならない。これはいわば規範的判断枠組への方法的自由であると言えるかもしれない。

このような主体的条件がどのように確保されたのかは、法社会学の代表的な創始者たちをとりあげる場合にはとりわけ重要な問題となる。というのは、創始者たちの場合には、いずれの条件も自己の鋭い問題意識と方法意識とによっていわば自力で充たされねばならないからである。われわれがこの小稿でとりあげるマックス・ヴェーバーもそのような創始者のひとりである。

ヴェーバーについて第一条件をみてみると、同時代の法的状況は大きな変容期にあり、支配的な専門的な法思考自体も少なからぬ先駆的な法学者たちによつてすでに批判されていたのであるから、かれらの問題意識を継承しうるといふ点ではこの条件を充たすことはそれほど困難ではなかつたかもしない。もちろん社会学的研究が可能であるには支配的法思考に批判的な法思考からも方法的に自由であることが必要である。

だが第二の条件については事情が異なる。これは社会学的研究が可能になるための一層積極的な条件であるがゆえに、ヴェーバーがその創始者のひとりとして負わねばならなかつた困難さは大きかつたはずである。したがつてわれわれの問題関心もまず何よりも「法秩序」認識のためにヴェーバーがどのような理論的枠組を構成したかに向けられる。もちろんどのようないくつかの獨創的理論もそれに先行するすぐれた理論との批判的対決なしには形成されえないといふれば、ヴェーバーの社会学的法理論がどのような理論との対決を通して形成されたかを明らかにする必要があることは言うまでもない。だがここではこのような理論形成過程の解説はなしえない。

この小稿はただヴェーバーが「法秩序」認識のために構成した理論的枠組を解説するための予備作業として、そのような理論的枠組の構成を可能にした「理解社会学」の方法と対象について若干の検討を加えることを目的とする。もう少し具体的に言えば、二では「理解社会学」における「解釈的理説」、「因果的説明」の方法を検討し、三ではまず「理解社会学」に固有の対象たる「社会的行為」概念を明らかにし、つづいて「社会的行為」のうちの合理的

な二類型をとりあげることにする。そうして最後に「理解社会学」の方法の特徴に簡単に言及したいと考える。このような「理解社会学」の方法ならびにその最も抽象的な基礎概念の内容を明らかにすれば、「法秩序」を社会的行為の次元において理論化するというヴェーバーの試みを明らかにすることが一層容易になるものと思われる。
なおこの小稿はヴェーバーによる「法秩序」の行為論的基礎づけを明らかにする論稿の前半部分（序論）だけを独立させたものである。後半部分を補う予定で書かれていることをお断りしておきたい。

二 「理解社会学」の方法

ヴェーバーが人間の行為を「理解」する方法についてはじめて明確な見解を提示したのは『ロッシャーとクニース』（一九〇三—一九〇六）においてであった。かれはこの論文において、同時代の有力な科学者達の理論との批判的な対決を通して、人間の行為の合理的な理解可能性および行為連関の因果的説明の可能性を原理的に承認する方法的立場を確立したと言うことができる。ヴェーバーは人間の「自由」とは外的強制にも感情にもとらわれずに、自分の「考量」に基づいて行為すること、すなわち「目的論的合理性」のことだという人間観に基づいて、人間の行為を理解するための方法として「目的および手段という範疇を用いる『合理的』解釈」という方法を打ち出した。⁽³⁾

この方法による理解は「感情移入」による「理解」の「明証性」によっては決して得られない「目的論的明証性」をもつ。研究者はこれを「理念型」として用いながら、「理解」の経験的「妥当性」を追究することになる。
かれによれば、「合理的」行為が成立するには行為の「状況」に関する「法則論的知識」ないし「経験的規則性」の知識がなければならない。この知識によってはじめて意図した結果に対する手段の考量にもとづく行為が可能になるからである。したがって、「合理的解釈」によって行われるのは何か「心理学的」分析ではなく、「われわれの法則論的知識の助けをかりた『客觀的』に与えられた状況の分析」なのである（傍点・ヴェーバー）。

さらに人間の行為には「解釈可能性」があるがゆえに「予測可能性」がある。人間の行為も、個性的な自然事象（例えば「天気予報」、「岩石落下」）と論理的には全く同じ意味において因果的に説明されうる。そればかりではない。「解釈可能性」があるという点では、人間の行為は「個性的自然事象よりも原理的には『非合理性』が少ないのが特質である。⁽³⁾」

以上からだけでも『ロッシャーとクニース』のなかに人間の行為に関するヴェーバー独自の基本的な構想をうかがうことができる⁽⁴⁾。ただヴェーバーのこの時点での方法的関心は、もっぱら人間の行為の歴史的因果連関の科学的認識の基礎づけにあつたといわねばならない。ヴェーバーが「社会学」という名称を自覚的に用いるようになるのはもう少し後である。⁽⁵⁾

われわれはここではただ「理解社会学」の成立の原点を確認するにとどめ、ただちにその確立形態の解明に進まざるをえない。

さて「理解社会学」の方法と基礎概念が明確な自覚のもとに提示されたのは、『理解社会学の若干のカテゴリー』（一九一三年）（以下『カテゴリー』と略記）においてである。そうしてさらに晩年に再び『経済と社会』第一部第一章『社会学の基礎概念』（以下『基礎概念』と略記）においてより一層体系化した形で「理解社会学」の方法と基礎概念論が展開された。

「理解社会学」の特質が合理的な「理解」の方法に基づく行為の理論に求められるとすれば、そのような行為論はただ単に社会学的な行為論として展開されているだけでなく、「行為」の科学の基礎づけとも言うべき科学論・価値論のなかにも、歴史的な行為に関する宗教社会学的研究のなかにも、さらには「心情倫理」と「責任倫理」を対比した政治論のなかにも展開されていると言つてよいが、ここではもっぱら『カテゴリー』と『基礎概念』、とくに後者に依りながら「理解社会学」の方法と対象について若干の検討を加えることに限定せざるをえない。

- (一) Max Weber, *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, 3. Auflage, 1968. (註) W. L. AJ著譯) S. 132 [註]
- 井秀親訳「ロッシャー＝クリーべ」(註)、松井訳〔J. J. 著譯〕 一一一八頁)。
- (2) W. L., S. 126 (松井訳) 一七頁)。
- (3) a. a. O., S. 130 (同書 一一一四頁)。
- (4) a. a. O., S. 129 (同書 一一〇頁)。
- (5) a. a. O., S. 67 [松井秀親訳「ロッシャー＝クリーべ」(註)松井訳も略記) 一一九頁—一四〇頁]。やくは「ロッシャー＝クリーべ」は次のやうに説く。すなわち「【理解可能性】は【解釈可能】ではなく自然事象と比較して「予測可能」に定まるむしのプラスである。」(W. L., S. 69 (松井訳) 一四二頁。なお訳語には変更を加えおせりただした。)]。
- (6) 林道義「カーベー社会学の方法と構想」(昭四五 岩波書店)には、「ロッシャー＝クリーべ」と「理解社会学」の成立根拠を求める試みが展開される。註しへは同書 一頁—一九頁参照。
- (7) 金子栄一氏は、『ハネス・ヴァインケルマン』に従事し、「社会学」という言葉が意識的に用いられたのは、ドイツ社会学者が創設された一九〇九年あたりからのことであろう。と述べている〔金子栄一『マックス・ウェーバー研究』(昭和四一年、創文社) 一二〇頁以下参照〕。なお、金子栄一氏は本書において、カーベーにおける「ロッシャー＝クリーべ」からはじまる一連の方法論的研究と「アロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」以降の実証的研究との内面的連関を明らかにしながら、「理解社会学」の構想を明らかにしようとして試みており、教えられるところがある。
- (8) 「カーベー」と「基礎概念」との問題には、用語法上の相違がみられるが、ここの論議に關する限り、両者はその共通性において問題とされねば足らない。細かい相違についてはわざあたり、林道義、前掲書第一部参照。

カーベーのよく知られた定式によれば、社会学は「社会的行為を解釈によって理解する」という方法で社会的行為の経過および結果を因果的に説明しようとする科学」である。かれはこのよくな自己の社会学を「理解社会学」と名

づけ、その方法的基礎づけに並み並みならぬ精力を注いでいる。

「理解社会学」に固有の対象は「社会的行為」である。ヴェーバーによれば、人間のあらゆる「行動」のうち行為者によって「主観的に思念された意味」（＝「主観的意味」）のある「行動」だけが「行為」と名づけられ、「行為」のうち「単数または複数の行為者によって思念された意味にもとづいて他の人々の行動に関係づけられ、しかもその行為の経過が他の人々の行動に方向づけられているような行為」だけが「社会的行為」と名づけられる⁽²⁾。

こうしてヴェーバーの「社会的行為」概念は二つの要件から成ると言つてよい。ひとつは「行為」の要件としての「主観的に思念された意味」であり、もうひとつは行為の△社会性△の要件としての「他者の行動」との関係性、および「他者の行動」への志向性である。「行動」には内的行動も外的行動も忍容も不作為も含まれる点を考慮して「他者の行動」を他者一般に置きかえれば、△社会性△の要件は簡単に△他者関係性△および△他者志向性△と名づけられよう。

「主観的意味」と「行為」とは、△社会性△の要件をみたす場合には、それぞれ△主観的意味連関△、△行為連関△をなしていると言つてよい。そして△他者関係性△があることは、△行為連関△が△意味連関△として存在することであり、△他者志向性△があることは△行為連関△が△因果連関△として存在することである。このような用語法で言いかえれば、「理解社会学」は、行為者の△主観的意味連関△の△解釈的理説△という方法で、△行為連関△の△因果的説明△をめざす科学であると言えよう。

方法と対象とは切り離しえないけれども、説明の便宜上、ここでは△解釈的理説△と△因果的説明△の方法、という側面から「理解社会学」の特徴をみてみることにする。

ヴェーバーによれば、「理解」には「現実的理説」と「説明的理説」（＝「動機理説」）とがある。「觀念」・「感情」・「行為」のそれについて二つの「理解」の関連をみておくと、例えば、 $2 \times 2 = 4$ という命題の意味は直

接理解されるばかりでなく、この命題を語ったり書いたりした場合、「商売上の勘定をしているのか科学上の証明をしているのか技術上の計算をしているのかといったことがわかれれば、その行為の意味は動機に即して理解される。「怒り」の感情は一定の表情や怒号から理解されるだけでなく、その原因が嫉妬や傷ついた虚榮心や辱しめられた名譽などによるとわかれれば、動機に即して理解される。さらに、木を切り倒す行為は、それとして理解されるとともに、その行為が給料のためか自家用のためか気晴らしのためかといったことがわかれれば、動機に即して理解される。

このような例にみられるように、「行為」（言語表現、感情を含む）と「動機」との「理解可能な意味連関を理解すること」（傍点・ヴェーバー）が「行為の事実的経過の説明」である。研究者はまず観察可能な「行為」の意味の「現実的理解」を行い、それをふまえてその「行為」の「説明的理説」を行う。この場合、「説明する」とは「その主觀的に思念された意味からみて、現実的に理解されうる行為を含むところの意味連関を把握すること」にほかならない。ヴェーバーが「理解社会学」に固有の方法として重視するのは「説明的理説」＝「動機理解」である。

ヴェーバーが明示的にとりあげるのはもっぱら研究者による行為の「理解」であるが、行為の当事者たちも行為の「理解」能力をもっていることが「理解社会学」の前提であることは言うまでもない。このような前提がなければ、行為者の「主觀的意味」の理解によって行為を説明することなどできるわけはないからである。「社会的行為」の要件である△他者関係性▽・△他者志向性▽の内容がここでも問題となる。【カテゴリー】によれば、「社会的行為」と同義の「ゲマインシャフト行為」の「重要な通常の構成要素」は、「その行為が他者の一定の行動に対する期待と、その期待によれば自分の行為の結果がどうなるかについて（主觀的に）見積られたチャンスに方向づけられて、意味をもって行なわれること」であるが、この場合に、「他者の一定の行動への期待」がいかにして得られるかといえば、他者の行動の意味の「理解」によってであることは言うまでもない。行為者もまた他者の行為の「現実的理解」と「動機理解」を介してはじめて他者の行為のチャンスを見積ることができるはずである。

ひとはだれでも日常経験に基づいて他者の行動を現実的に理解するだけでなく動機に即して理解しながら生活していることを考えてみると、ヴューバーが提示した「理解」の方法もこのような日常的理の仕方を方法的に厳密化する試みであると言うことができる。だからこそヴューバーは、行為者相互間ににおける「理解」の仕方を研究者による「理解」の仕方から区別して論じていないのでないかと思われる。⁽²⁾⁽³⁾

さて「理解」の方法を考える場合まず「理解」の「明証性」が問題になる。合理的「明証性」があるのは「行為の思慮された意味連関の知的理が完全かつ明瞭に行われる部分」であり、「感情移入」による「明証性」があるのは、「体験的感連関が完全に追体験される部分」⁽⁴⁾である。ヴューバーによれば、後者は前者よりもその「明証性」の程度が劣るだけではなく、後者はそもそも「意味解釈の絶対的条件」ではない。合理的ないし知的解釈だけによっても理解の明証性は得られるわけである。だが知的解釈が難しくなれば感情移入にたよるほくなる場合が増えよう。確かに不安、憤怒、愛情、信頼といった感情は「身に覚えがあればあるほど」追体験によって理解可能となる。問題は感情移入による追体験的理の方法はそれだけで「理解社会学」の方法としての資格をもちうるかどうかにある。ヴューバーが『ロッシャーとクニース』以来一貫して「心理学的」理は行為の科学の基礎たりえないことをくり返し論じてきている点を想起すれば、感情移入による追体験的理はここでも主に感情的行為を理解する方法としてとりあげられていると言つてよい。

しかしヴューバーが示している理解の方法的手続をみると、これはあくまで補助的な役割を担うにとどまっている。簡単に言えばまず行為の純粹目的合理的過程が観念的に構成され、そのよつに構成された過程からの偏向として行為の非合理的感情的意味連関が研究され叙述されるというのが理解の方法的手續である。⁽⁵⁾「現実の行為の多くはその主観的意味を全く意識せずに、あるいは曖昧に半ば意識して行なわれる」のであるが、「理解社会学」は「主観的意味」が完全に意識して行われた行為を「理念型」として構成し、これと現実の行為との距離を通して、現実の行為

の「動機」を認識するわけである。⁽¹²⁾

ところでヴェーバーは、「理念型」による「理解」という方法を用いても、「動機」（「意味連関」）の理解が困難であることを自覚している点は見逃せない。

まず、「意味解釈の限界的ケース」は行為者が「そう」と思い込んでいたる動機」や「本人が認めていない動機」（精神分析でいう「抑圧」）による行為の場合である。研究者は本当の「動機」と「行為」との連関を発見してそれを解釈しなければならない。つぎは、研究者には外的過程が同じようにみえる行為が異なる「動機」によるという場合である。例えば、同じような利潤獲得行為がピューリタンのような「宗教的」動機によって行われる場合もあれば、單なる功利的動機によって行われる場合もある。最後は、行為者の内部に「動機」間の闘争がある場合である。それぞれの「動機」の強さがどの程度かについては「近似的な判断」、ましてや「確実な判断」はできない。このような場合には、いすれが行為の「動機」だったかは実際に「動機」間の闘争に結着がついてはじめて明らかになる。⁽¹³⁾

このような例証にもかかわらず、ヴェーバーの考え方では、動機理解の原理的・可能性はこのような事実上の困難さによって否定されはしない。ただ厳密な検証の方法がなかつたり、「思考実験」という不確実な検証方法しかなければ、「動機」理解の「妥当性」にはあくまで疑問が残ることになるというだけである。

要するに、ヴェーバーの△解釈的・理解△の方法とは、とくに「明証的」理解可能性と概念の一義性をもつ「純粹目的合理的」行為を「理念型」として利用しながら、現実の行為の△主観的意味連関△を理解するという方法のことである。そうしてこの「明証的」理解は、△因果的説明△においてその「妥当性」が検証されることになる。

(一) Max Weber, Wirtschaft und Gesellschaft, Fünfte Revidierte Auflage, 1972 (以下「W. u. G.」略記) S. 1 [清水幾太郎訳「社会科学の根本概念」(以下「清水幾太郎訳」)八頁]。なお、以下に用いる場合、本文はさへか変更を加えねども「ふだんだこと」。

- (2) a. a. O., S. 1 (回転八頁)。
- (3) a. a. O., S. 4 (回転五頁)。
- (4) a. a. O., S. 4 (回転一五頁)――六頁) なお以下特に断わらない限り、引用文内の傍点を付した部分はヴァーバー自身による脚注所である。
- (5) a. a. O., S. 4 (回転一六頁)。
- (6) W. L., S. 441 [林道義訳「理解社会学の若干のカテゴリー」(以下「林訳」)三十六頁]。
- (7) 青山秀夫氏はすでに「理解」は日常的理説といつ「前科学的思惟」を純化し組織化し科学の水準に引き上げようとするため「指摘」しておる〔「トマ・クック・チャーチの社会理説」(昭和四〇年、東波書店)一一一頁〕。
- (8) カーネギーの「理解」概念よりこゝはアルフンダル・ショットの批評がある。Alfred Schütz, Der sinnhafte Aufbau der Sozialen Welt, 1974, S. 34—42) など、ト田直春『社会科学的思考の基礎』(一九七八、新泉社)によく第四章「生物学原理」批評および第五章「常識と社会科学的認識」はショットの社会科学方法論に理論的な批判的検討を加えていて、教科書によく引かれることが多い。ヒュッソーやカーネギーとの関連については論じにくくなることが多いが、まだその準備が私にはない。
- (9) W. u. G., S. 2 (清水訳、九頁—一〇頁)。
- (10) a. a. O., S. 2 (回転一一頁—一一頁)。
- (11) a. a. O., S. 10 (回転) 四頁)。
- (12) 「理解社会学」の方針についての「理解」の使用については、林道義「前掲書」〇頁以上参照。
- (13) W. u. G., S. 4 (清水訳、一八頁)。

それではつぎに△解釈的理説△の妥当性に関する△因果的説明△の方法をみてみなければならない。

△因果的説明△は、「何らかの仕方で見積りうる蓋然性の規則、めったにないことだが理想的な場合には数量的に明示しうる蓋然性の規則に従って、一定の観察された（内的または外的）出来事に、他の一定の出来事が繼起する（あるいは随伴する）ことを確定すること」を意味している。⁽¹⁾この定義をみると、ヴェーバーは△因果的説明△が人間の「行為」に関する科学にも自然科学を含めたそれ以外の科学にも等しく通用すると考えていることがわかる。出来事という点では人間の「行為」と自然現象との間には少しの違いもない、というのがかれの考え方である。

ヴェーバーは自然と同様に人間の行為に関する△因果的説明△が成立することを原理的に確認したうえで、人間の行為に固有の理解可能性をふまえた△因果的説明△の方法を基礎づけようと試みたのである。「理解社会学」が目ざすのは、「社会的行為」の外的過程の單なる観察的説明ではなく、「社会的行為」の理解的説明である。

さて△解釈的理説△と△因果的説明△の方法的関連を把握するのに重要なのは「意味適合性」、「因果適合性」という対概念である。「意味適合的」とは「行動の諸部分の関係が、思考や感情の平均的習慣からみて、類型的な（普通は「正しい」という）意味連関と認められる程度の連関性ある過程の連関性ある過程を辿る行動」⁽²⁾のことであり、「因果適合的」とは「経験の規則からみて、いつも実際に同じような経過を辿るチャンスが存在する」という程度の諸過程の前後関係⁽³⁾のことである。

思考連関や感情連関に類型的に「正しい」と言える意味連関があることがまず前提にあって、「動機」と「行為」との主観的意味連関がそのような類型的に「正しい」意味連関に従っている場合は、その意味連関は「意味適合的」である。またそのような意味連関が実際に生じる蓋然性がある場合には、その「動機」と「行為」との連関は「因果適合的」である。「適合性」がなければ、それぞれ「偶然的」意味連関、「偶然的」因果連関と言うことができよう。例えば、われわれのよく知っている計算や思考の「規範」にならって計算問題が「正しく」解かれるとき、その

規範内容と解答の内容との連関は「意味適合的」であり、そのような規範からみれば「正しい」解答や「間違った」解答がなされる蓋然性がある場合、規範内容と一定の解答が実際に用わしたこととの間は「因果適合的」である。

どれほど「統計的蓋然性」があつても「意味適合性」がない場合、極めて明証的な「意味適合性」があつても実際にそのような経過をたどる蓋然性がない場合のいずれも、社会学固有の対象ではない。ヴェーバーによれば「ある社会的行為の理解可能な主観的に思念された意味に対応する統計的規則性」だけが「社会学的規則」とよばれる。社会学は決して個々の社会的行為をすべて対象とするわけではなく類型的行為を対象とすることがここからもわかるはずである。そうしてヴェーバーは次のように述べる。すなはち「類型的行為（理解可能な行為類型）の正しい因果的解釈」というのは、類型的と思われる過程がある程度まで意味適合的のみえると同時に、ある程度まで因果適合的と認め得る場合である⁽⁶⁾。と。社会学は類型的な△主観的意味連関▽をもつ類型的な△行為連関▽を対象とするのである。

ところで「理解」の「明証性」は問題にされたが、「理解」の「妥当性」はそれ自体としてではなく△因果的説明▽の「妥当性」ないし「正しさ」として論じられているように思われる。意味連関の「明証的」理解は最高度の「意味適合性」をもつが、それだけでは、因果的に正しい説明だとは言えない。それはたかだか「明証性」の特に高い因果的「仮説」にすぎない。それが「因果的に正しい解釈」と言いうためには、実際に「意味適合性」に従つて行為がなされる蓋然性が確認されねばならない。△因果的説明▽の「妥当性」が検証されない場合には、「明証的」理解は因果的「仮説」か因果的「仮説」のための「理念型」にとどまるほかはないわけである。

このようにみてくると、研究者は△因果的説明▽のための方法的手続としては、まず、「観察」可能な△行為連関▽の経験的規則性の認識と行為者の△主観的意味連関▽の「明証的」な△解釈的理説▽とを試みて、その双方から、△行為連関▽を規定する△意味連関▽の「適合性」に接近するのではないかと思われる。

ヴェーバーは、少なくとも「社会的行為」の類型的可能性的ある△意味連関▽の「明証的」理解（とくに「目的的

説
「理的」理解) といふの類型的可能性的経験的検証とがなければ、△主観的意味連関) の△解釈的理的理解) の「妥当性」したがつて△行為連関) の△因果的説明) の「妥当性」は得られないと考えていると思われる。

- (1) W. u. G., S. 5 (清水訳、110頁) 。
- (2) a. a. O., S. 5 (同書、一九頁—110頁) 。
- (3) a. a. O., S. 5 (同書、110頁) 。
- (4) ヴューベーは「適合的」因果連関のない連関を「偶然的」因果連関と名づけたことがある。〔W. L. S. 286 (森田弘道訳、『文化科学の論理学の領域における批判的研究』(『歴史は科学か』所収) 110(頁—110七頁)〕。むしろ、「適合性」と「偶然性」とは、ただ「適合性」の度合を異にするだけである。
- (5) W. u. G., S. 6 (清水訳、110頁—111頁) たゞ、ヴューベーによれば、理解しえない統計的規則性(例えば、死)統計や被統計など)は「社会学的規則」とはよばれないとしても、「理解社会学」からみても重要性が少ないというわけではない。方法的に全く避けがたいこととして理解不可能な経過や規則性は理解可能な行為とは別の領域、すなわち、このような行為の「条件」、「刺激」、「阻害」、「促進」という領域へと移行するのである。〔W. u. G., S. 6 (清水訳、111頁)〕。
- (6) a. a. O., S. 4 (同書、一六一七頁) 。

三 「理解社会学」の対象

すでに」のはじめにみたように、「理解社会学」は、行為者の \wedge 主観的意味連関 \vee の \wedge 解釈的的理解 \vee という方法によつて \wedge 行為連関 \vee の \wedge 因果的説明 \vee をめざす科学であるが、「ここでは対象の側から「理解社会学」の特徴を見る」とにしよう。まず（一）において「社会的行為」の二つの要件たる \wedge 主観的意味連関 \vee 性と \wedge 他者関係性 \vee ・ \wedge 他者志向性 \vee について検討し、（二）において「社会的行為」の合理的二類型（「目的合理的」行為と「価値合理的」行為）をとりあげることにする。

（一）「社会的行為」概念

① \wedge 主観的意味連関 \vee

\wedge 主観的意味連関 \vee には、行為者によつて完全に自覺されているものから全く自覺されていないものまで含まれる。また、合理的な意味連関もあれば「体験的な感情連関」もある。ヴェーバーの定義によれば、「動機」とは「行為者や観察者がある行為の当然の「根拠」と考えるような意味連関 \vee 」を指すから、「動機」とよばれる「意味連関（行為と動機の意味連関）」もあれば、行為連関の意味連関（行為者の「主観的意味」と他者の「主観的意味」との連関）もある。そつして一般的に言えば、「意味連関」は、「社会的行為」の連関のあり方に對応して多様な形態をしていふと言つてよい。

さて「意味連関」についての注目される解釈を示していくのは厚東洋輔氏である。氏は「意味連関」を行為者自身の「主観的意味」の觀点からのみではなく「行為連関」をどう見る研究者の觀点から、いわば客觀化された「意味連関」として把握する。ヴェーバーの社会学が「理解社会学」であると同時に「歴史社会学」でもありえたのは、人間による世界への「個人的な意味賦与」の側面だけでなく「制度であり体系であるような意味の社会的水準」の側面を

もとりあげてはいるためだという基本的見解が氏にはあるが、「意味連関」もこのようない見解に立って理解される。「理解社会学とは、行為者の思念された意味を、初期条件と結果が既知の行為連関にはさみこむことによって、その行為の意味（＝動機連関）のみならず「行為連関」（＝意味連関）をも同時に理解することを目標とする」（傍点・厚東氏）。氏が明確にしているように、観察者が知っている「行為連関の端緒と端末」から「思念された意味」（＝「動機」）への肉迫を通して行為の意味は理解されうるのであり、「動機」の解明も社会的文脈の中でのみ可能になる。

それではこのような行為連関＝意味連関は行為者からみればどのようなものか。「行為者から意味連関をみれば、それは『思念された意味』から構成されているとはいえ、独自の存在様式を示す。意味連関とは動機の疎外態に他ならない」（傍点・厚東氏）。さらに氏は「意味連関」と「動機」との乖離性・関連性を「正当的秩序」の問題と関連づけて鋭い理解を示しているが、ここではひとまず、動機連関を規制する「行為連関」をいわば制度化された「意味連関」として考察する方法が提示されている点に注目しておきたい。氏の論議には、ヴェーバーの「理解社会学」の方法的狭隘さを批判するための視点が内包されているようと思われる。

④△他者関係性▽・△他者志向性▽

「社会的行為」という最も抽象的水準においては、△他者関係性▽・△他者志向性▽概念は、行為の一方当事者を主体とする視点からの一方的な関係性・志向性として構成されている点がまず注目される。他者の行動がどのようなものであるかはこの抽象性の水準では全く捨象されている。また、「他者」には不特定多数の第三者も含まれているのであるから、行為者が現実的に観察できる特定された△他者関係性▽・△他者志向性▽だけではなく、抽象的なそれが△社会性▽の要件をみたすことができる。

ところで、ヴェーバーが△社会性▽を方法的に限定していることは、次のような箇所に明らかである。「外的行為がただ物体の行動の予想に向けられている場合は社会的行為ではない。内的行動でも他者の行動に向けられて初めて

社会的行為になる。従つて例えば、黙想や孤独の祈りのような宗教的行動は社会的行為ではない。ある個人の経済的行為は第三者の行動を考慮している限りにおいてのみ社会的行為である。⁽⁶⁾ このように、自然的事象や機械との意味的関係性・志向性や自己自身との有意義的関係性・志向性だけしかない行為は「社会的行為」には含まれない。

ただ、ヴェーバーは、「社会的行為」に含まれない意味的行為はいかなる意味においても△社会性▽がないと明言しているわけではない。われわれの考えによれば、ヴェーバーは「理解社会学」に固有の対象を「社会的行為」に方法的に限定しただけでなく、「社会的行為」 자체をも方法的に限定したのである。したがつて、ヴェーバーとは異なる方法的立場からは、意味的行為はすべて△社会的▽行為ではないのか、という有意義性の根本に関わる問題が正当に提起されうること⁽⁷⁾、さらに「主観的意味」自体に内包された△社会性▽を前提とする社会理論も構築されうること⁽⁸⁾をわれわれもひとつ的方法的可能として承認することができる。

だがここでわれわれの関心はヴェーバーの方法的限定のもつ積極的意義にあるが、この点について真正面から論じているのは、佐藤慶幸氏である。氏はヴェーバーの「社会的行為」の要件を他の△社会性▽の要件と対比しながら詳細に検討している。氏は、とくにパーソンズの行為論に影響を受けた価値・規範志向性の強い行為論に対抗して、ヴェーバーの社会的行為論をひとつの手がかりしながら、価値・規範から自由な「自我+他者」関係それ自体を根底に据えた主義主義的行為論を再構成しようという意欲的な試みを行つてゐるが、ここではただヴェーバーの△社会性▽の要件に限つて氏の考への一端を見ておきたいと考える。

氏によれば、行為者の「主観的意味」の結びついた行為は「他者関係性」ないし「他者志向性」という要素がなくとも△社会的▽であるという見解に立つのが、行為者の「主観的意味」を規定する価値・規範を重視する行為論である。この行為論によれば、「行為に結びつけられている『主観的意味』それ自体が一定の社会化の過程を通して社会的な価値や規範によって規定され方向づけられている」ことになり、「他者関係性」ないし「他者志向性」は必ずしも

「社会的行為」の必要条件ではない。「行為」そのものがすでにそれ自体「社会的」だということになるからである。このような価値・規範志向性の強い行為論に対しても、氏が対置するのは「間主観性」もとづく「自我—他者」関係を第一次的に重要視する社会的行為論⁽¹²⁾である。この場合「社会性」とは「自我—他者」関係それ自体であって、その関係にとつては、価値や規範は第二次的意味をもつにすぎないものと考えられることになる。

佐藤氏のこのような見解をヴェーバーの「社会的行為」論と対比してみると、両者の間では「他者関係性」と「他者志向性」の意味が異なっているようと思われる。佐藤氏は「自我—他者」関係それ自体を行為論の基底に設定しているが、ヴェーバーの行為論の出発点をなす「社会的行為」概念における△他者関係性△・△他者志向性△は「社会的行為」の主体の一、方当事者からのそれである。もちろん佐藤氏もこの点を自覚した上で、「相互行為のシステム」ないし「自己」と他者との直接的相互作用としての「社会関係」から社会理論を展開するのである。この点にはヴェーバーの社会的行為論への内在的批判が含まれている。ヴェーバーが「社会的行為」の△相互性△を想定するのは「社会関係」の水準においてであるが、この△相互性△もただちに相互依存性や共同性を意味するわけではない。行為者が「社会関係」に異なる意味内容を含ませていればどちらにとつても「社会関係」は客観的には△一方的△である。だがそれでも行為者がそれぞれ相手への関係性・志向性をもつてているのであれば当該「社会関係」は行為者の△主観的意味△においては△相互的△である。「社会関係が客観的に相互的であるのは、意味内容が相互に一各当事者の平均的期待において一致している場合に限る。⁽¹²⁾」

このように、客観的な△相互性△ある「社会関係」の水準においても、「社会的行為」は「闘争」による対立に向けられることもある、「共属感」や「利害の妥協」・「利害の結合」に向けられることがある。

要するに、佐藤氏の「自我—他者」関係という概念はヴェーバーの「社会的行為」の一方的△他者関係性△にではなく、「社会的行為」の△相互性△の水準に構成されている「社会関係」にはほぼ相当するようと思われる。だがわれ

われはウェーバーが「社会関係」からではなく「社会的行為」から出発したことの積極的な方法的意義を確認しておきたい。その上で、われわれも、ウェーバーの「社会関係」概念が佐藤氏の言う「補充的・相互依存的」関係（「ゲインシャフト関係」と「ゲゼルシャフト関係」）と「対立的」関係（「闘争」）という二類型から構成されていることを重視したいと考える。

- (1) W. U. G., S. 5 (清水訳、一九頁一一〇頁)。
- (2) 厚東洋輔「ウェーバーと意味の社会学」「[ウェーバーと社会学の現在]（一九七五年、現代思想2）所収」一五九頁。
- (3) 同書、一三七頁。
- (4) 同書、一三七頁。
- (5) 同書一五一頁。
- (6) W. E. G., S. 1 (清水訳、三六頁)。
- (7) 例えば、ピーター・ワインチ著、森川真規雄訳「社会科学の理念」（昭五二、新泉社）は「有意義的なすべての行動は社会的行動である」という考え方を提示している。なお浜井修「現代社会学の哲学的基礎—有意義的行為の理解について—」「マックス・ウェーバーと社会学の現在」（一九七五、現代思想2）は、ワインチの提起した問題を検討している。
- (8) 例えば、タルコット・ペーソンズの社会理論が考えられる。
- (9) 佐藤慶幸「行為の社会学—ウェーバー理論の現代的展開」（一九七六年、新泉社）一〇頁。
- (10) 同書一五一頁。
- (11) 氏の批判はとくに「目的合理的」行為の「他者を手段とする道具的意向性」に向けられている。（同書、三二七頁）。
- (12) W. E. G., S. 14 (清水訳、四四頁)。

(二) 「目的合理的」行為と「価値合理的」行為

ヴェーバーは「社会学の諸概念はその抽象化という特性をもつために、歴史的なもののもつ具体的現実性に比べて相対的に内容の空疎なものにならざるをえない」が、そのかわりに「概念の高度の一義性を提供しなければならない。」と述べている⁽¹⁾が、このような一義性はかれによれば、可能な限り最高度の「意味適合性」によって得られ、しかも、「合理的（価値合理的または目的合理的）な概念や規則」の場合にとくに完全に達成される⁽²⁾。

ここでわれわれは、「意味適合性」の最も高い「目的合理的」行為と「価値合理的」行為がどのように構成されているかをみるとことにする。この両合理性はヴェーバーの「理解社会学」における最も基礎的な方法概念をなしておき、秩序・法・支配の合理性を行為論的次元で把握するためには、この両合理性概念の意味がひとまず確定されねばならない。

最も抽象的な水準においては「社会的行為」の要件は△主観的意味連関▽性と△他者関係性▽・△他者志向性▽とであったが、「社会的行為」の四類型（目的合理的、価値合理的、感情的、伝統的）のうちの合理的行為類型においてはそれら二つの要件はどうのような内容をもっているだろうか。

まず「目的合理的」行為とは「外界の事物の行動および他の人間の行動についてのある期待をもち、その期待を、結果として合理的に追究され考慮される自分の目的のために『条件』または『手段』として利用する」行為のことである（傍点・ヴェーバー）。行為者自身が目的と手段、付隨的結果と目的、諸目的相互を合理的に考証したうえで、一定の目的を意識的に選択し、その目的達成に適合した手段を意識的に選択する行為である⁽³⁾。まず第一に目的の意識的決定が行為の結果と手段との考量に基づいて行なわれる。一定の手段をとればどのような結果が生じるかを考量しながら、結果への責任を負えるような目的が設定される。第二にその目的達成のための適合的な手段の選択が合理的的

に行われる。

したがって「目的合理的」行為は感情や伝統からも価値からも自由な行為である。価値や感情や伝統は考量の対象に組み入れられるのであって、考量を外的的に規制し拘束するのではない。このような意味においてこの行為は「意識性および内的自由」を本質とする。⁽³⁾逆に言えば、このような行為は感情、伝統および価値を犠牲にすることができる。

以上のような「目的合理的」行為の外に、ヴェーバーは目的が「価値合理的」な方向をとり、手段だけが「目的合理的」に選択される行為をあげている。このように、目的の意識的設定がなく、所与の目的に対する手段選択の合理性だけが問題となる場合には、一定の手段を選択した場合には予想される結果を考量して目的が設定しなおされがない。すなわち、目的と付隨的結果との考量および諸目的相互の考量がなされずに、ただ既定の目的に対する手段の適合性が考量の対象となるだけである。しかし、その限りにおいてはこのような行為も目的合理的と規定されている。

フリツ・ロースが指摘しているように、「目的合理的」行為は二つの要件からなると言うことができる。⁽⁴⁾ひとつは行為者が結果として現実のなかで追究される意識的目的をもっていることである。この抽象性の水準では、行為の結果として事実的に達成される目的がありさえすればよいのであって、この目的がどのような考量に基づいて設定されたかは問われない。もうひとつは、行為者が経験的規則性の知識を利用してその目的＝結果を追究することである。日常経験なし科学的認識によって得られる規則性の知識に照らしてはじめて目的達成のために適合的な手段の選択が可能になる。

ところで、このような二要件をみたす「目的合理的」行為にもその目的のあり方によってさらに二つに類型化が可能だと言うことができる。この点でもロースの見解が注目される。⁽⁵⁾第一類型は「純粹な目的合理的行為」であるが、

これは事実的な結果を意識的な目的として設定し、しかもそれを達成するための手段の選択に関して「目的合理的」な行為である。第二類型は「所与の目的」に対する「手段選択の合理性」のある「目的合理的」行為である。ロースによれば、この類型は「行為の目的については何も規定しない」のであるから「価値合理的に」、「感情的に」、「伝統的に」あるいは「純粹目的合理的に」、その目的は規定される。かれは第一を「絶対的」目的合理性、第二を「相対的」目的合理性と名づけている。かれが「単なる手段選択の合理性」とも名づけるこの第二類型は他の三つの行為類型（「価値合理的」、「感情的」、「伝統的」）とは異なる平面にあると述べているのも認めることができる。⁽⁸⁾

われわれも、「目的合理的」行為をとりあげる場合には、一定の手段を選択した場合に予想される結果を考慮に入れて目的と手段の設定・変更が行なわれる行為と、目的を考量の余地なき既定のものとみなしてただ單にその目的達成に適合的な手段だけを考量する行為とを区別しなければならない。

それではつぎに「価値合理的」行為がどのように構成されているかをみてみよう。それは「ある行動の絶対的な固有の価値—倫理的、美的、宗教的、その他の—そのものへの、結果を度外視した意識的な信念による」⁽⁹⁾行為のことである（傍点・ヴェーバー）。さらにつきこの行為は「行為者が課せられていると思う『命令』や『要求』に従う行為」とも特徴づけられている。行為の固有の価値として例示されているのは「純粹な信念」「美」「絶対的善意」「絶対的な義務感」「体面」「教義」などであるが、このような行為の意味は行為のかなたの結果にではなく行為そのものにがあるので、このような価値は、事実的結果に向けられた目的と手段との連関のなかに完全に組み入れられることはない。

「価値合理的」行為は、価値を意識的に実現ないし確証する行為であるといふことができるが、これは事実的結果との関連においてみると、さらに二つの類型に区別されうるようと思われる。ひとつはへ心情的価値▽への意識的信念による行為、もうひとつはへ規範的価値▽への意識的信念による行為である。

このような区別に関しても注目されるのは、ロースの見解である。氏は「価値合理的」行為を「心情倫理」的類型と「責任倫理」的類型に区別する。前者は、事実的結果に対する責任を全く度外視し「心情の純粹さ」に依る「心情倫理」的行為であり、後者は、信じられた価値を意識的に志向する行為がこの価値を「実現」することに対する「責任性」と結びついた場合⁽¹⁾ないし「一定の「規則」や「要求」の義務づけ力への信念」による場合である。ロースの区別もわれわれの区別にほぼ相当すると思われる。

ただロースは、「価値合理性」を「心情倫理」に引きつけて解釈するために、後者の類型を、「純粹に価値合理的（『心情倫理』的）」行為から区別して「価値合理的かつ目的合理的（『責任倫理的』）」行為とみなしているが、われわれは△心情的価値▽への信念も△規範的価値▽への信念もウェーバーの「価値合理性」概念に含まれると解したい。われわれは一定の価値が事実的結果のうちで実現されるべきものとして行為者を規範的に義務づけている場合、または、価値自体が実現されるべき行為結果を規定している場合に、その価値を△規範的価値▽と名づけたのであり、行為者が一定の価値を事実的結果のうちで実現されるべきものとしてなく、行為そのものにおいて確証されるべきものとして信じている場合、その価値を△心情的価値▽と名づけたのである。

「価値合理的」行為においては、行為の結果を志向する目的と手段との連関はないのは確かであるが、目的と手段それ自体がないわけではない。「価値合理的に」規定された目的と手段とがあると言うことができよう。目的だけでなく手段までが「価値合理的に」規定されている点が重要である。ただ「価値合理的」行為の最も抽象的な水準における要件として、そのような目的や手段が考慮されることはない。

ここで注目されるのは、目的に関して「価値合理的」に規定され、手段の選択に関してのみ「目的合理的」に規定された行為である。ロースが「価値合理的かつ目的合理的（『責任倫理的』）」行為とみなして、「純粹な価値合理的」行為からも「純粹目的合理的」行為からも明確に区別したのはこのような行為である。われわれはこれをロース

のいわゆる「相対的」目的合理性のひとつに含めたが、ここで改めて、そのなかでも特殊な重要性をもつ類型とみなしたい。「純粹の目的合理性」も「純粹の価値合理性」も極限的な場合にすぎないのであるから、われわれには実際的には両行為類型の関連こそが大きな問題となるはずである。こうした関連のうち最も重要なものが「価値合理性に」規定された「目的」がその達成のための「手段」選択の合理性と結びついた行為であると言うことができる。ただ両類型の関係を考える場合には、ヴェーバーの次の見解はとりわけ重要である。「目的合理性の立場からみると、価値合理性はつねに非合理的なものであり、とりわけ行為の目指す価値が絶対的価値へ高められるにつれてますます非合理的になる。⁽¹³⁾」ここで「非合理的」とは価値合理性が行為の結果を無視することを意味している。したがって両合理性は関係づけられると言つても、両者の原理的対立は看過されではならないことになる。⁽¹⁴⁾

ところで、最も抽象的な「社会的行為」概念における△他者関係性▽・△他者志向性▽は合理的行為においてはいかなる形をとっているのだろうか。「目的合理的」行為の場合には「他者の行動についての期待」を自分の目的のための「条件」または「手段」とするのであるから、他者に対する行為者の主体的な関わりかたは一層明確になっている。ところが「価値合理的」行為の場合には、他者との関わりがはっきりしないようみると見える。もちろん「価値合理的」行為も行為の視点から構成されていることは明らかである。行為者は一定の「価値」を意識的に受容し、それに従つて行為するのであって積極的にその「価値」を設定したり自発的に選択するわけではないと言つてよいが、「目的的合理的」行為に比べると、これだけでは「価値合理的」行為についての説明は依然として不明確さをまぬがれていないとさうほかない。その理由は二つ考えられる。ひとつは、「価値」がどのようにして形成されるのかが、「社会的行為」の要件たる△他者関係性▽・△他者志向性▽との関連において明らかにされていないことである。この抽象性の水準では、例えば「行為者が課せられていると思う『命令』と『要求』」がどのようにして形成されるのか、だれによって課されているのか、も考慮の外に置かれている。

しかし「社会的行為」である限り、「価値合理的」行為も△他者関係性∨・△他者志向性∨をもつてゐるはずである。

すでに佐藤慶幸氏の指摘にあるように、「行為を方向づけ規制する価値や規範が最初から行為者の『主観的意味』（『動機』）と関係なく与件として存在しているという思考」はヴェーバーの社会的行為論にはないという点をわれわれもここで確認しておかねばならない。^(1B) 行為者が信じる「価値」自体がすでに他者との相互関係性から形成されたものである場合もあれば、行為者に対しても「命令」や「要求」を課している他者との関係性がある場合もあるはずである。ともかく行為者が信じる「価値」は「社会関係」の一定の意味内容を指しているのであって、しかも「価値」は最も抽象的な「社会的行為」の水準においてではなく、より具体的な「社会関係」さらには「支配団体」の水準において形成されるものと考えることができる。この点がもうひとつの理由に関わる。すなわち、ヴェーバーは「秩序」や「支配」の「命令」に「価値合理的」に従う行為を想定しながら、「秩序」論や「支配」論を展開するのに先立つて「社会的行為」の次元に独立の類型として「価値合理性」概念を構成したのである。したがつてこの概念の意義が最も明確になるのは「秩序」論・「支配」論においてである。そうして「価値」形成論は何よりも「秩序」形成論および「支配」形成論として展開されてゐると言つことがある。

われわれは「法秩序」の行為論的基礎づけを明らかにするに際して、より具体的な形で再び「価値合理的」行為をとりあげることになろう。

- (1) (2) W. u. G., S. 9—10 (清水訳、三二頁)。
- (3) a. a. O., S. 12 (同書、三九頁)。
- (4) a. a. O., S. 13 (同書、四一頁)。

(5) a. a. O., S. 15 (回転、四九頁)。

なお佐藤慶幸氏は「価値や規範をもつた理由もしくは、価値や規範を意識の対象とするものもしくは、これらを相対化する」と、やさわや選択の対象にする以上のやむる行為者の能力を意味する。」と述べている。(『行為の社会学』一九七六年新泉社)

(6) Fritz Loos, Zur Wert-und Rechtslehre Max Webers, 1970, S. 121.

(7) a. a. O., S. 122.

a. a. O., S. 122.

(8) W. u. G., S. 12 (清水訳三九頁)。

(9) a. a. O., S. 12 (回転四〇頁)。

(10) Fritz Leos, a. a. O., S. 118.

(11) a. a. O., S. 118.

(12) a. a. O., S. 118.

(13) W. u. G., S. 13 (清水訳四一頁)。

(14) 「目的合理性」と「価値合理性」との原理的対立に照らしてみると、例えば、ヴァーバーの四つの行為類型をひとつの合理的の階梯の上に序列化しようとすると、ヴァーバーの試みには無理があるように思われる。氏が構成している「完全に合理的に制御された行為」は価値、目的、手段、結果のすべてを制御するものであるが、これは「目的合理的」行為に対応する。四つのうちの結果だけを無視する行為が「価値合理的」行為に対応する。氏によれば、「目的合理的」行為が価値をも制御するとは、価値討議のなかで明瞭になつた価値の地平が目的を遷移する前提になつてゐることを指しているのであるが、われわれの考えでは、ヴァーバーの「目的合理性」概念にこのような内容を読み込むのは難しいと言える。氏が念頭に置いていたのも、「価値合理的」目的設定とその達成のための手段選択の合理性とが結びついた行為だと思われるが、このよ

うな行為は「目的合理的」行為のうちでも特殊な類型である。シュルフターは「目的合理性」、「価値合理性」をそれぞれ「責任倫理」、「心情倫理」と同一視する形で、このような合理性の序列化をしたものと思われるが、そのように行為類型を体系的に解釈した上で、このような序列化自体をヴェーバーの類型論の欠点として批判しているのが注目される。すなわち、氏は、行為の「構造的に可能な根本志向」に即して、価値領域としての「認知的」「評価的」「表現的」の三領域に対応づけて、ヴェーバーの四類型をこの三類型に組みかえている。（「目的合理的」—「認知的」・「価値合理的」—「評価的」「感情的」—「表現的」）。具体的行為はついで三つの領域すべてに同時に関係づけられるのであって、三類型にはいずれの領域が相対的に優位するかによる違いがあるだけである。注目すべき批判だと思われる。

Wolfgang Schluchter, *Die Entwicklung des Okzidentalen Rationalismus*, 1979, S. 190—194.

シュルフターは、ヴェーバーの歴史意識、方法論、実質的研究の全体をふまえて、社会学理論の極めて体系的な解釈を展開しているが、行為類型論の解釈とその批判もそのような研究の一部をなすものである。

なお『社会学の基礎概念』の体系的解釈・分析の試みとして、厚東洋輔「ヴェーバー社会理論の研究」（一九七七年、東京大学出版会）が重要である（とくに第三章）。

(15) 佐藤慶幸 前掲書、五七頁。

四 結びにかえて

それでは最後に、以上のことを補足する意味で、「理解社会学」の方法についてヴェーバーが述べているところをじく簡単にみておきたい。第一に、方法論的個人主義について、第二に、「理解社会学」の意義と限界について触れるところにする。

(一) 方法論的個人主義について

ヴェーバーによれば、「理解社会学」は「單一の個人とその行為とを最小の単位⁽¹⁾」として取り扱うが、それは、「個人は意味のある行動の唯一の担い手」だからである。⁽²⁾こうして、個人は理解の対象の上限であるとともに下限をなす。まず個人は理解の対象としての下限をなしている。別の認識目的と方法的要請にとつては、個人は心理的過程や生理的過程の複合体としてあつかわれることもある。⁽³⁾だが、それらの諸過程は観察的説明の対象にはなりえても△解釈的説明▽の対象にはなりえないがゆえに、心理学、ましてや生理学は「理解社会学」の基礎にはなりえない。専門的研究者にのみ理解可能な精神物理的行動ないし精神病理的行動がありうるが、それらの行動もせいぜい理解心理学の対象になりうるにとどまる。

他方では、個人は理解の対象としての上限をなす。法的認識目的や実際的目的からみれば、社会集団（「國家」、「協同組合」、「株式会社」等）をいわば集團的主体として個人と同様に取扱うのが便利なこともあるが、避けがたいこともある。だが、「理解社会学」にとっては、それらの社會集団は「諸個人の営む特殊な行為の過程および関連」にほかならず、また「行為の主体としての集團的人格なるものは存在しない」。社会学の課題は「共同行為の一定の仕方のための範疇」ないし集團概念を「理解しうる」行為へ一すなわち関与している個々の人間の行為へと例外なく一還元すること⁽⁴⁾である。もちろんこう言っても集團概念が無視されるわけではない。「一般にわかりやすい用語法」を入れるために、社会学も日常的思考や法的思考その他の専門的思考で用いられる集團概念を用いることになる。ただその場合にも集團概念は社会学的な意味をもつものとして、すなわち複数の個人の「社会的行為」の過程として定義しなおされているのである。⁽⁵⁾

ヴェーバーは、このように社会有機体論的な「社会」解釈のみならず、「社会集團」を個人の行為から離れた独自の存在とみる「集團」解釈を社会学の方法として否定するとともに、社会現象を個人の「行為」の水準において理解的に説明するという方法を理論的に徹底した形で提示しているとひとまず言つことができる。

だが、ここで看過されなければならないのは、「理解社会学」に固有の対象は決して「理解」の方法だけから規定されているわけではない、ということである。固有の対象は個人の行為一般ではなく「社会的行為」である。「理解社会学」は類型的な△行為連関▽の△因果的説明▽の科学であることがあらためて強調される必要がある。

想うにヴェーバーが、社会学的考察の課題は集団概念の個人の「行為」への「還元」にある、と述べたのは、集団とくに国家を単一の個人と同じように「法人格」として扱う法学的考察との対比においてであった。そこに提示されたのは「行為」への素朴な還元主義的方法ではない。「還元」という方法が意味するのは「社会関係」、「団体」の概念的水準を否定することではなく、それらの「社会関係」、「団体」が「社会的行為」の複合的連関として構成されねばならない、ということである。このように、ヴェーバーは究極においては「社会的行為」の連関として社会現象を説明する理論的枠組を構成しようとして試みているのである。

（二）「理解社会学」の意義と限界について

ヴェーバーによれば、解釈的説明は社会現象や自然現象の観察的説明によっては得られない長所、すなわち社会現象を構成する諸個人の行動を「理解」することができるという長所をもつが、その反面、「解釈」によって得られる結果が著しく仮説的であり断片的であるという犠牲を伴う。⁽⁸⁾「因果連関の解釈的説明も「仮説」的性格が強く、その「検証」のためにも「思考実験」という不確実な手段しか存在しない場合が多い。しかしそれにもかかわらず、「社会学的認識の面目」は人間の行動を△解釈的理説▽によって説明しうるという長所にある。⁽⁹⁾

第一に、ヴェーバーは人間行動の研究に関する△解釈的理説▽の方法と行動過程の機能的認識方法とを対比する。

人間の理解可能な「行為」は「意味の解釈や動機による説明もせいぜい部分的にしかできない」行動過程と連続しているが、「理解社会学」は「自分が閉じ込められている境界の狭さ」を知りつつ「自分が成しうることを成し遂げる」という任務⁽¹⁰⁾を果たす。だが人間の行動のうちの「主觀的意味」なき過程と意味ある過程との連続性があるにも

かかわらず、後者の領域だけに方法的に限定すれば、人間の行動の全体的過程の説明も行動の意味的過程Ⅱ「行為」過程の説明も不十分なものにならざるをえないことは容易に想像できる。しかしすでにヴェーバー自身そのような△方法的限界▽を自覚していたのであるから、われわれの関心は、このような限界にもかかわらず「理解社会学」のもつ有効性がどのように發揮されるか、にある。方法的限定に実質的限界をみるのではなく、方法的限定によって可能となつた積極的な方法的可能性をみなければならない。

また、ヴェーバーが「理解社会学」の方法的限定は「他者に強制すべきでもないし、また強制することもできない」と述べていることからも、かれは「理解」の方法によらない社会学的説明の可能性を排除しているわけではないと言つてよい。

第二に、ヴェーバーは社会有機体論的機能主義が理解的説明に対してもつ意味に言及しているのが注目される。

ヴェーバーは「全体社会」に関する機能的認識や機能的表现方法のみが、ある連関を説明するのに重要な「社会的行為」を「発見」する役割を果たす場合があることを認めていた。⁽¹²⁾ だがそのような機能的連関や規則の認識は、そのような連関や規則を担つてゐる「行為」を理解的に説明するための前提にとどまる。いかなる「類型的」行為が機能的に重要であるかがわかつてはじめてそのような行為の社会学的説明がはじまる。「すべての機能的—すなわち「全体」から出発する—概念構成」は社会的行為の理解的説明のための「予備作業」を行うのである。⁽¹³⁾ 要するに、行為者の「動機」から切り離された社会過程の△構造的連関▽や△機能的連関▽の認識も、理解的説明にとって重要な行為を発見するのを助けると同時に、そのような連関を担つてゐるのが「社会的行為」であつてみれば、その連関を社会学的に説明するためにも、行為者の△主観的意味連関▽の△解釈的説明▽が方法的に不可欠だ、というのがヴェーバーの考え方であると思われる。

このように考えてみると、△行為連関▽の社会学的説明のためには、その△意味連関▽を行為者の「主観的意味」

（「動機」）から説明するだけではなく、制度化された意味連関としても説明する必要が生じるのではないか、△行為連関▽の機能的認識が何らかの形で導入されざるをえないのではないか、という疑問が生じる。ヴェーバーの「理解社会学」の課題は「社会的行為」の類型構成および一般的規則の探求であるが、このような類型的な行為においては、行為者の△主観的意味連関▽も制度化された意味連関に関わることが多いはずである。

だがヴェーバーの方法的立場からは、このような制度化された意味連関も、行為者によって「思念された」意味連関として行為を動機づける限りにおいて「理解社会学」の対象にされるということになる。その方法にしたがえば、研究者は制度化された意味連関を△主観的意味連関▽を理解するための「理念型」的構成としてまたは△主観的意味連関▽の「仮説」的構成として考慮することになる。だがわれわれは、少くとも研究者の視点からの△行為連関▽の「現実的理説」としての制度化された意味連関の説明をも、△行為連関▽の社会学的説明に含めてもよいように思われる。事実、ヴェーバーの実質的な社会学的研究、例えば「支配社会学」における官僚制的支配構造などには△行為連関▽の△構造的▽説明や△機能的▽説明が提示されているのである。しかもそのような説明がヴェーバーの社会学の方法的短所となるどころか、かえってその長所となっているのである。

われわれがこの小稿でヴェーバーの「理解社会学」の方法的提言ができるだけ忠実に述べたのは、基礎概念論の水準においてこの方法が自覚的に貫かれているからであり、何よりも、「法秩序」が「社会的行為」の次元にどのように理論化されているかをそのような基礎概念論を用いて解説する準備のためであるが、それと同時に、われわれは、ここで多少とも明らかにされた「理解社会学」の方法をヴェーバーの実質的な社会学的研究内容とつき合わせることによって、実質的研究に内在する方法自体をもより明確な形で把握することができることを見通していたためでもある。

その詳細な論証は別稿に譲らざるをえないが、あえて結論的に言えば、ヴェーバーの実質的な研究成果には「理解

説「社会学」の方法の意義と限界とが同時に昭らかにわれてゐる。われわれの誠心の「迷惑性」論のためだ。

説

- (1) W. L., S. 439 (林澤、三三頁)。
- (2) a. a. O., S. 439 (同書、三三頁)。
- (3) W. u. G., S. 6 (清水沢、一一頁)。
- (4) a. a. O., S. 6 (同書、一一頁—二三頁)。
- (5) a. a. O., S. 6 (同書、二三頁)。
- (6) W. L., S. 439 (林澤、三三頁)。
- (7) W. u. G., S. 6—7 (清水沢、二三頁)。
- (8) a. a. O., S. 7 (同書、一五—一六頁)。
- (9) a. a. O., S. 7 (同書、一六頁)。
- (10) a. a. O., S. 8 (同書、一八頁)。
- (11) a. a. O., S. 6 (同書、一一頁)。
- (12) a. a. O., S. 6 (同書、一五頁)。
- (13) a. a. O., S. 9 (同書、三〇頁)。